

行政手続における押印等の見直しに伴う岩手県規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

行政手続における押印等の見直しに伴う岩手県規則の整備に関する規則

目次

- 第1章 政策企画部関係（第1条）
- 第2章 総務部関係（第2条一第7条）
- 第3章 復興防災部関係（第8条一第11条）
- 第4章 ふるさと振興部関係（第12条・第13条）
- 第5章 環境生活部関係（第14条一第21条）
- 第6章 商工労働観光部関係（第22条・第23条）
- 第7章 農林水産部関係（第24条一第32条）
- 第8章 県土整備部関係（第33条一第40条）
- 第9章 出納局関係（第41条）

附則

第1章 政策企画部関係

（知事の資産等の公開に関する規則の一部改正）

第1条 知事の資産等の公開に関する規則（平成7年岩手県規則第124号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（資産等報告書等の訂正）</p> <p>第9条 知事は、資産等報告書等を訂正しようとする場合には、訂正届（様式第5号）を作成し、<u>資産等報告書等の訂正を行うとともに、その訂正箇所に認印し、並びにその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように訂正前の字体を残さなければならない。</u></p>	<p>（資産等報告書等の訂正）</p> <p>第9条 知事は、資産等報告書等を訂正しようとする場合には、訂正届（様式第5号）を<u>作成しなければならない。</u></p> <p>2. <u>前項の規定により作成された訂正届は、資産等報告書等の一部とみなす。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式中「㊟」を削る。

第2章 総務部関係

（岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の様式中「㊟」を削る。

- （1） 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年岩手県規則第57号）
- （2） 県庁舎管理規則（昭和41年岩手県規則第33号）
- （3） 知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成6年岩手県規則第204号）

（岩手県恩給給与細則の一部改正）

第3条 岩手県恩給給与細則（昭和40年岩手県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第14号までの様式中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第17号から様式第19号まで、様式第24号及び様式第26号から様式第32号までの様式中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

様式第33号中「（※代筆の場合は、届出者の印を押してください。）」を削る。

様式第34号及び様式第35号中「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削る。

様式第36号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第37号中「（※代筆の場合は、届出者の印を押してください。）」を削る。

（県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(審査の申立て) 第25条 [略] <u>2</u> 審査申立書には、審査申立人（代理人によって審査を申立てるときは、代理人）が押印しなければならない。 <u>3</u> [略] <u>4</u> [略]	(審査の申立て) 第25条 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第5条 職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号アから様式第3号までの様式中「㊟」を削る。

改正前	改正後
様式第5号（第6条関係） [略] [略] [略] [略] ⑬上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) ㊟ [略] [略] 1 [略] 2 ⑬欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。 3～13 [略] [略] [略] 取扱者印 [略] [略] [略]	様式第5号（第6条関係） [略] [略] [略] [略] ⑬上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) [略] [略] 1 [略] 2 ⑬欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。 3～13 [略] [略] [略] 取扱者 [略] [略] [略]

様式第6号（第6条関係）

[略]

[略]		
[略]	取扱者印	[略]
[略]		

[略]

様式第6号の2（第6条関係）

[略]

[略]	
[略]	(高年齢・特例) 受給資格者氏名 ㊟
[略]	
[略]	[略]

[略]

1・2 [略]

3 (高年齢・特例) 受給資格者氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

4 [略]

5 [略]

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

[略]	
[略]	(退職した職員の氏名) ㊟
[略]	

[略]

1 記載事項に相違ないと認めたときは、㊟欄に氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

様式第6号（第6条関係）

[略]

[略]		
[略]	取扱者	[略]
[略]		

[略]

様式第6号の2（第6条関係）

[略]

[略]	
[略]	(高年齢・特例) 受給資格者氏名
[略]	
[略]	[略]

[略]

1・2 [略]

3 [略]

4 [略]

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

[略]	
[略]	(退職した職員の氏名)
[略]	

[略]

1 記載事項に相違ないと認めたときは、㊟欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2・3 [略]

[略]

改正前	改正後
<p>様式第11号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第11号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

[略]	受給資格者 氏 名 ㊟
[略]	
[略]	

[略]
 1・2 [略]
 3 記載上の注意

ア [略]
 イ [略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

[略]	
[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟
[略]	氏 名 ㊟
[略]	
[略]	

[略]
 1～6 [略]

7 [略]
 [略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

[略]	
[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟
[略]	受講者氏名 ㊟
[略]	
[略]	

[略]
 1 [略]

[略]	受給資格者 氏 名
[略]	
[略]	

[略]
 1・2 [略]
 3 記載上の注意

ア ②欄の公共職業訓練等の施設の長の職氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

イ [略]
 ウ [略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

[略]	
[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟
[略]	氏 名
[略]	
[略]	

[略]
 1～6 [略]

7 公共職業訓練等の施設の長の職氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

8 [略]
 [略]

様式第13号 (第15条関係)

[略]

[略]	
[略]	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟
[略]	受講者氏名
[略]	
[略]	

[略]
 1 [略]
2 公共職業訓練等の施設の長の職氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 受講者氏名（①欄を除く。）は、記名押印又は署名のいずれかによること。

9 [略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	申請者 氏 名 ①
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 申請者氏名（①欄を除く。）は、記名押印又は署名のいずれかによること。

6 [略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	申請者氏名 ①
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

1～4 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

様式第14号（第16条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	申請者 氏 名
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

1 [略]

2 ⑧欄の診療担当者氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

様式第15号（第17条関係）

[略]

[略]	[略]
[略]	申請者氏名
[略]	[略]
[略]	[略]

[略]

1～4 [略]

5 事業主氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

様式第15号の2 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名 ㊟
[略]
[略]
[略]

[略]

様式第15号の3 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名 ㊟
[略]
[略]
[略]

[略]

1～4 [略]

5 申請書の記載について

(1) 申請者の記載事項

9 欄の申請者氏名は、記名押印又は署名のいずれかによること。

(2) 事業主の記載事項

ア 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。

イ 6 欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

ウ 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近い賃金締切日)を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については月の末

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

様式第15号の2 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名
[略]
[略]
[略]

[略]

様式第15号の3 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名
[略]
[略]
[略]

[略]

1～4 [略]

5 事業主の記載事項

(1) 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。

(2) 6 欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

(3) 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近い賃金締切日)を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

(4) 8 欄において、4 欄から7 欄までの記載事項の証

日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

6 [略]

様式第16号 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名 ㊟
[略]
[略]
[略]

[略]

明を行うこと。

6 [略]

様式第16号 (第17条関係)

[略]

[略]
[略]
申請者氏名
[略]
[略]
[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第17号から様式第18号の3までの様式中「㊟」を削る。

改正前

様式第19号 (第23条関係)

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
⑫上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) ㊟	
[略]	[略]
[略]	<u>取扱者印</u>
[略]	[略]

[略]

1 [略]

2 ⑫欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

3～9 [略]

[略]

様式第20号 (第23条関係)

[略]

[略]	
[略]	<u>取扱者印</u>
[略]	

改正後

様式第19号 (第23条関係)

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
⑫上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名)	
[略]	[略]
[略]	<u>取扱者</u>
[略]	[略]

[略]

1 [略]

2 ⑫欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

3～9 [略]

[略]

様式第20号 (第23条関係)

[略]

[略]	
[略]	<u>取扱者</u>
[略]	

<p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受託者となるべき者の履歴書、<u>身分証明書及び印鑑証明書</u>（受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(6) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の履歴書、<u>身分証明書及び印鑑証明書</u>（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）並びに就任承諾書</p> <p>(7)～(9) [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受託者となるべき者の履歴書<u>及び</u>身分証明書（受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(6) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の履歴書<u>及び</u>身分証明書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）並びに就任承諾書</p> <p>(7)～(9) [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式中「㊟」を削る。

第3章 復興防災部関係

(消防法施行細則の一部改正)

第8条 消防法施行細則（昭和35年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式中「㊟」を削る。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第9条 災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(岩手県消防学校教育訓練規則の一部改正)

第10条 岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第11条 火薬類取締法施行細則（平成12年岩手県規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」及び備考を削る。

改正前	改正後
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>2 記名及び押印は、署名をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第4号中「㊟」及び備考を削る。

改正前	改正後								
<p>様式第5号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p><u>備考1</u> [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>2 記名及び押印は、署名をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>担当保安責任者氏名印</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>備考</u> 記名及び押印は、署名をもってこれに代えることができる。</p> <p>[略]</p>	[略]		担当保安責任者氏名印		<p>様式第5号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p><u>備考</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>担当保安責任者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		担当保安責任者氏名	
[略]									
担当保安責任者氏名印									
[略]									
担当保安責任者氏名									
備考 改正部分は、下線の部分である。									

様式第7号から様式第18号までの様式中「㊟」及び備考を削る。

改正前	改正後
<p>様式第19号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p><u>備考1</u> [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>2 記名及び押印は、署名をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第19号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p><u>備考</u> [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第20号から様式第22号までの様式中「㊟」及び備考を削る。

改正前	改正後
<p>様式第23号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p><u>備考1</u> [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>2 記名及び押印は、署名をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p><u>備考</u> [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4章 ふるさと振興部関係

(行政書士法施行細則の一部改正)

第12条 行政書士法施行細則(昭和26年岩手県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊦」を削る。

(岩手県自治紛争処理規則の一部改正)

第13条 岩手県自治紛争処理規則(昭和32年岩手県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「㊦」を削る。

第5章 環境生活部関係

(と畜場法施行細則等の一部改正)

第14条 次に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) と畜場法施行細則(昭和29年岩手県規則第68号)
- (2) 化製場等に関する法律施行細則(昭和32年岩手県規則第41号)
- (3) 学校事業等水道条例施行規則(昭和34年岩手県規則第18号)
- (4) 青少年のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和55年岩手県規則第2号)
- (5) 浄化槽法施行細則(昭和60年岩手県規則第79号)
- (6) 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成17年岩手県規則第85号)
- (7) 住宅宿泊事業法施行条例施行規則(平成31年岩手県規則第1号)

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第15条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。	第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第16条 岩手県環境影響評価条例施行規則(平成11年岩手県規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公聴会) 第26条 [略] 2～14 [略] 15 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。 (1)～(5) [略] 16 [略]	(公聴会) 第26条 [略] 2～14 [略] 15 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名しなければならない。 (1)～(5) [略] 16 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式中「㊦」を削る。

(水道法施行細則の一部改正)

第17条 水道法施行細則(平成12年岩手県規則第67号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊦」を削る。

(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公聴会) 第3条 [略] 2～9 [略] 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。	(公聴会) 第3条 [略] 2～9 [略] 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式中「㊟」を削る。

(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式目次 [略] 様式第2号 岩手県再生資源利用認定製品認定申請書（ <u>第4条第4項</u> ） [略] 様式第2号（ <u>第4条関係</u> ） [略] 氏名 ㊟ [略]	様式目次 [略] 様式第2号 岩手県再生資源利用認定製品認定申請書（ <u>第4条の2第1項</u> ） [略] 様式第2号（ <u>第4条の2関係</u> ） [略] 氏名 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第2号の2から様式第7号まで、様式第15号、様式第16号及び様式第18号から様式第20号までの様式中「㊟」を削る。

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第21条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公聴会) 第18条 [略] 2～10 [略] 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。	(公聴会) 第18条 [略] 2～10 [略] 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第6章 商工労働観光部関係

(職業訓練援助規則及び職場適応訓練委託規則の一部改正)

第22条 次に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) 職業訓練援助規則 (昭和36年岩手県規則第39号)
 - (2) 職場適応訓練委託規則 (昭和38年岩手県規則第65号)
- (特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則 (平成18年岩手県規則第88号) の一部を次のように改正する。

様式中「㊦」を削る。

第7章 農林水産部関係

(養蜂振興法施行細則及び土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正)

第24条 次に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) 養蜂振興法施行細則 (昭和31年岩手県規則第23号)
 - (2) 土地改良財産の管理及び処分に関する規則 (昭和42年岩手県規則第28号)
- (岩手県漁港管理条例施行規則及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 次に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) 岩手県漁港管理条例施行規則 (昭和39年岩手県規則第10号)
 - (2) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則 (令和元年岩手県規則第8号)
- (岩手県漁船法施行細則の一部改正)

第26条 岩手県漁船法施行細則 (昭和26年岩手県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「印鑑証明書及び」を削る。

様式中「㊦」を削る。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第27条 森林病虫害等防除法施行細則 (昭和39年岩手県規則第21号) の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「㊦」を削る。

様式第6号中「㊦」を削る。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第28条 土地改良法施行細則 (昭和41年岩手県規則第23号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号から様式第6号まで及び様式第9号から様式第15号までの様式中「㊦」を削る。

様式第16号から様式第20号までの様式中「㊦」を削る。

様式第21号から様式第24号までの様式中「㊦」を削る。

様式第25号中「㊦」を削る。

様式第26条及び様式第27号中「㊦」を削る。

様式第28号ア中「㊦」を削る。

様式第28号イから様式第28号エまでの様式中「㊦」を削る。

改正前	改正後
様式第29号 (第2条関係)	様式第29号 (第2条関係)
[略]	[略]
氏 名 ㊦	氏 名
[略]	[略]
注 数人が共同して行う土地改良事業の場合は、申請人の	注 数人が共同して行う土地改良事業の場合は、申請人の

改正前	改正後																																																																
様式第5号（第6条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">受領年月日</td> <td style="width: 15%;"><u>確認受領印</u></td> <td style="width: 50%;">備考</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> [略]	[略]	受領年月日	<u>確認受領印</u>	備考	[略]				様式第5号（第6条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">受領年月日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 50%;">備考</td> </tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> [略]	[略]	受領年月日		備考	[略]																																																			
[略]	受領年月日	<u>確認受領印</u>	備考																																																														
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]	受領年月日		備考																																																														
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
[略]																																																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																	

（プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第32条 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則（平成17年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別記様式（第8条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> 備考1 <u>氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</u> <u>2 「プレジャーボート等の事故により生じる損害の賠償の方法」の欄（以下「方法欄」という。）は、該当する項目の□にレ印を付してください。</u> <u>3 [略]</u> [略]	[略]	[略]	氏 名	㊟	[略]	[略]	別記様式（第8条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> 備考1 <u>「プレジャーボート等の事故により生じる損害の賠償の方法」の欄（以下「方法欄」という。）は、該当する項目の□にレ印を付してください。</u> <u>2 [略]</u> [略]	[略]	[略]	氏 名		[略]	[略]
[略]													
[略]													
氏 名	㊟												
[略]													
[略]													
[略]													
[略]													
氏 名													
[略]													
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

第8章 県土整備部関係

（県立都市公園条例施行規則等の一部改正）

第33条 次に掲げる規則の様式中「㊟」を削る。

- (1) 県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和46年岩手県規則第25号）
- (3) 屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）
- (4) 道路法施行細則（昭和48年岩手県規則第37号）
- (5) 地すべり等防止法施行細則（昭和52年岩手県規則第2号）
- (6) 特定の民間再開発事業の認定に関する規則（平成元年岩手県規則第57号）

- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）
 - (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年岩手県規則第7号）
 - (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）
- （岩手県県営建設工事検査規則の一部改正）

第34条 岩手県県営建設工事検査規則（昭和32年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（検査の終了）</p> <p>第7条 検査員は、検査の結果不完全の個所がないと確認したときは、<u>契約図書の表面に、完成検査を了した旨及び検査年月日を記入して、署名押印しなければならない。</u></p> <p>2 検査員は、前項のほか、<u>速かに次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>検査復命書を作成して、知事に提出すること。</u></p> <p>（2）<u>工事完成証明書（様式別紙）2通を作成して、1通を工事請負人に交付し、1通は前号の復命書に添付すること。</u></p> <p>。</p>	<p>（検査の終了）</p> <p>第7条 検査員は、検査の結果不完全の個所がないと確認したときは、<u>速やかに次に掲げる事項を処理しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>検査復命書を作成して、知事に提出すること。</u></p> <p>（2）<u>工事完成証明書（様式別紙）2通を作成して、1通を工事請負人に交付し、1通は前号の検査復命書に添付すること。</u></p> <p>。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第35条 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

改正前	改正後								
<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 氏 名</td> <td style="text-align: center;">名[㊟]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 <u>申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</u></p> <p>。</p> <p>5 [略]</p> </div>	[略]	[略]	申請者 氏 名	名 [㊟]	<p>様式第4号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 氏 名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> </div>	[略]	[略]	申請者 氏 名	名
[略]	[略]								
申請者 氏 名	名 [㊟]								
[略]	[略]								
申請者 氏 名	名								

(4) 占有に係る土地の面積計算書及び丈量図

(5) 土地の占有に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(6) その他参考となるべき事項を記載した図書

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

氏 名 ㊟

[略]

備考1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 採取の方法欄の記載については、次のとおりとすること。

(1) 機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘削又は切土の深さを記載してください。

(2) 採取した土石の搬出方法及び経路を付記してください。

3 [略]

[略]

様式第3号（第3条関係）

[略]

氏 名 ㊟

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

氏 名

[略]

備考1 採取の方法欄の記載については、次のとおりとすること。

(1) 機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘削又は切土の深さを記載してください。

(2) 採取した土石の搬出方法及び経路を付記してください。

2 [略]

[略]

様式第3号（第3条関係）

[略]

氏 名

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 施設等の新設等に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2) 縮尺5万分の1の位置図

(3) 施設等の新設等に係る土地の実測平面図

(4) 施設等の設計図

(5) 工事の実施方法を記載した図書

(6) 工事費概算書

2 下に掲げる書類を添付してください。

(1) 施設等の新設等に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2) 縮尺5万分の1の位置図

(3) 施設等の新設等に係る土地の実測平面図

(4) 施設等の設計図

(5) 工事の実施方法を記載した図書

(6) 工事費概算書

(7) 海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において施設等の新設等を行う場合又は海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する施設等について改築する場合にあっては、当該新設等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

(8) 施設等の新設等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(9) その他参考となるべき事項を記載した図書

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

氏 名 ㊟

[略]

備考1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(7) 海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において施設等の新設等を行う場合又は海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する施設等について改築する場合にあっては、当該新設等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

(8) 施設等の新設等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(9) その他参考となるべき事項を記載した図書

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

氏 名

[略]

備考1 行為の内容欄の記載については、次のとおりとする。

(1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さを記載してください。

(2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類

第14条第1項の地図又は同法第14条第4項の地図に準ずる図面の写し、使用計画図、求積図、利害関係人がいるときは、その同意書（同意が得られないときは、その理由書）その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

3 [略]

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）[㊟]

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 公共用財産使用（収益）許可申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付してください。

3 [略]

[略]

様式第3号（第3条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）[㊟]

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 譲渡を必要とする理由又は原因を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

3 [略]

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）[㊟]

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

3 [略]

2 [略]

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注1 公共用財産使用（収益）許可申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付してください。

2 [略]

[略]

様式第3号（第3条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注1 譲渡を必要とする理由又は原因を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

2 [略]

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注1 地位を承継したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

2 [略]

[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）㊟

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 免除を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

3 [略]

[略]

様式第6号（第5条関係）

[略]

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）㊟

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 原状に回復したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

3 [略]

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）㊟

[略]

注1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 免除（還付）を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

[略]

[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注1 免除を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

2 [略]

[略]

様式第6号（第5条関係）

[略]

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注1 原状に回復したことを証する書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

2 [略]

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の
氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）

[略]

注 免除（還付）を受けようとする理由を明らかにする書類その他広域振興局長が必要と認める書類を添付してください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第9章 出納局関係

（岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第41条 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの様式中「㊦」を削る。

様式第5号の2中「㊦」を削る。

様式第5号の3から様式第6号の2までの様式中「㊦」を削る。

様式第7号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第8号から様式第9号（その2）まで及び様式第11号（その2）中「㊦」を削る。

様式第12号中「㊦」及び「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成する報告書等について適用し、同日前に作成した報告書等については、なお従前の例による。